

<令和8年度版>

介護事業者に対する支援策のご紹介

- かいごチャレンジ職場体験事業【1】
- 介護職員就業促進事業【2】
- 訪問介護採用応援事業【3】
- 地域を支える「訪問介護」応援事業【4】
- 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【5】
- 介護職員奨学金返済・育成支援事業【6】
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【7】
- 介護職員宿舍借り上げ支援事業【8】
- 介護現場改革促進事業
 - ・デジタル機器導入促進支援事業【9】
 - ・次世代介護機器導入促進支援事業【10】
 - ・人材育成促進支援事業【11】
- 介護DX推進人材育成支援事業【12】
- 介護支援専門員法定研修受講料補助事業【13】
- 居宅介護支援事業所経営改善等支援支援事業【14】
- 介護施設におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【15】

※各事業ごとに別スライドとなっていますので、事業者への周知の際にぜひご活用ください。

令和8年度 かいごチャレンジ職場体験事業

事業内容

- 介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援
- 職場体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう



参加者（都民）募集

- ▶ 対象 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問（学生も介護福祉士養成課程以外対象）
- ▶ 募集数 1,000名程度
- キャリアカウンセラーから意向に沿う体験先を調整
- 職場体験参加1日あたり5,000円の支援金支給
（1事業所5日まで、1人3事業所まで）
- 体験後就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング

受入事業者募集

- ▶ 対象 都内介護保険施設または事業所
- ▶ 募集数 800所程度
- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 職場体験受入1日あたり7,100円の支援金支給

未経験者の活用支援

- かいチャレ登録事業所に対し、未経験者でも可能な業務切り出し等のアドバイス
- 有償ボランティアやスポットワーク等のトライアル利用料支援

参考

- ※ 民間の人材会社に委託して実施（令和7年4月以降、受託者決定次第、順次募集開始）
- ※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。現在、令和7年度の情報に掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigochallenge.html>（「かいチャレ」で検索）
- ※ 本事業は介護保険サービスが対象ですが、保育・児童及び障害福祉サービスを体験先としたふくチャレ事業を生活福祉部にて令和6年度より実施しています。

東京都福祉局



令和8年度 介護職員就業促進事業

支援内容

事業者が新たに採用した介護職員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料、求人広告費 など
- ▶ 負担額上限 1人あたり198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる）
- ▶ 募集人数 800名程度（1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

※週20時間以上の勤務が対象です。

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和9年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始 令和8年5月上旬～11月1日（予定）
- ▶ 対象条件 勤務の一部として、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の介護保険施設等（※訪問介護系事業所を除く。）
事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）



参考

- ※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
- ※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syugyosokushin>

【東京都福祉人材センター】 <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



令和8年度 訪問介護採用応援事業

支援内容

事業者が新たに採用した訪問介護員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料 など ※求人広告費は対象外です。
- ▶ 負担額上限 1人あたり198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる） ※週10時間以上の勤務が対象です。
- ▶ 募集人数 340名程度（1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和9年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始 令和8年5月上旬～11月1日（予定）
- ▶ 対象条件 勤務の一部として、原則、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の訪問介護事業所等
事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）

参考

※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の訪問介護採用応援事業の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/homonkaigosaiyooen>

【東京都福祉人材センター】 <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



令和8年度 地域を支える「訪問介護」応援事業

支援内容

人材確保体制の構築に向けた取組や、経営改善に向けた取組等の経費を都が負担します。

1 中山間地域等・離島等地域における

採用活動の支援

- ▶ 対象経費 離島等地域に所在する訪問介護等事業所が、地理的条件等により発生する採用活動のかかり増し経費
- ▶ 補助基準額 1事業所当たり 30万円

2 経験年数が短いホームヘルパー等への

同行支援

- ▶ 対象経費 事業所の経験年数の長いホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーに同行・指導する取組に係る経費
- ▶ 補助基準額
 - 30分未満の同行支援2,500円/回
 - 30分以上の同行支援4,000円/回
 - ※離島・中山間地域は、30分未満3,500円、30分以上5,000円

3 経営改善の支援

- ▶ 対象経費 経営の基盤強化・状況改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家との契約に係る経費及び当該契約にあたり事務作業を行う臨時職員の雇用経費
- ▶ 補助基準額 1事業所当たり 40万円

4 登録ヘルパー等の常勤化支援

- ▶ 対象経費 登録ヘルパー等の常勤化を促進するための経費
- ▶ 補助基準額 常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円（3か月まで）

5 介護人材確保のための広報・採用活動に関する支援

- ▶ 対象経費 ホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費
- ▶ 補助基準額
 - ① 1法人1事業所申請：80万/1事業所
 - ② 1法人2事業所：40万/1事業所
 - ③ 1法人3事業所以上：30万/1事業所

条件

- ▶ 対象 都内訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間訪問介護、訪問入浴介護※）
- ※訪問入浴介護は上記支援内容の「5 介護人材確保のための広報・採用活動に関する支援」のみ

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
 【東京都福祉局<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/chiiki>】

東京都福祉局



令和8年度 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業

支援内容

中小の訪問介護事業所が、電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費
- ▶ 補助基準額 1事業所あたり500万円（上限）
- ▶ 補助率 1／2
- ▶ 実施規模 30事業所

条件

- ▶ 対象事業所 訪問介護事業所
(訪問介護/定期巡回・随時対応型介護看護/夜間対応型訪問介護)
- ※都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える法人は除く
※1法人あたり3事業所まで

参考

※ 詳細は、東京都のホームページでご案内しています。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/evhojyojigyou>

東京都福祉局



令和8年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業

支援内容

介護職員の奨学金返済支援と育成に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- ▶ 対象経費 事業者が、「対象職員に支払った奨学金返済手当」もしくは「代理返還した奨学金」の額
- ▶ 補助基準額 月5万円上限（最大5年間補助）



条件

- ▶ 対象職員 令和8年1月2日～令和9年1月1日に新たに採用した、介護業務未経験の者
- ▶ 対象奨学金 日本学生支援機構（JASSO）、学校、地方公共団体の貸与型奨学金
- ▶ 補助条件 対象職員が以下の期間で資格取得のステップアップに取り組むとともに、事業者がそれを支援する制度を有していること

期間	1年以内	3年以内	4（・5）年目
対象資格	介護職員初任者研修の修了	実務者研修の修了	介護福祉士国家試験の受験

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

東京都福祉局



福祉保健財団



支援内容

住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、居住支援特別手当を、都が助成します。

- ▶ 対象要件 各法人において居住支援特別手当を対象者に支給する場合
- ▶ 助成額 対象者一人あたり月額最大1万円
(勤続5年目までの介護職員にはさらに1万円を加算)



条件

- ▶ 対象者：常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上(又は月80時間以上)）
- ▶ 居住形態等の要件 原則、居住形態・所有形態は問いません。
※「介護職員宿舎借り上げ支援事業」等の利用者については対象外です。
- ▶ 手当額 月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

参考

※ 事業詳細は本事業のポータルサイトからご覧ください。

【東京都居住支援特別手当ポータルサイト】

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/index.html>

ポータルサイトは
こちらから↓



令和8年度 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

支援内容

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を、都が助成します。

- ▶ 対象経費 賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料 など
- ▶ 助成基準額 宿舎1戸あたり月82,000円
- ▶ 助成戸数 事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで
ただし、上限戸数に達した場合でも**外国人は枠外で助成**
- ▶ 実施規模 7,924戸



条件・補助率

災害対応要件

①区市町村から福祉避難所等の
指定を受けている事業所

②区市町村と災害時協定（※）を
締結している事業所

③その他の事業所

補助率

7 / 8

1 / 2

※【災害時協定について】「安否確認+災害時のサービス提供等」又は「安否確認+避難誘導」のいずれか

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

東京都福祉局



福祉保健財団



令和8年度 デジタル機器導入促進支援事業

支援内容

介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（介護業務支援システム）を導入する場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

対象事業所：都内において開設している介護事業所

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助基準額	補助率
介護業務支援システム導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス （購入費、リース料、導入設定費 等） ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア （購入費、リース料、導入設定費 等） ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 （購入費、設置費）※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 （説明資料印刷代 等）※ICT導入に関する照会等	最大666万7千円 ※事業所の職員数に応じて異なる。	3/4
効果的な導入及び活用の支援に関する経費	システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費	100万円	3/4

介護業務支援システムの主な対象要件

- ◆ 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一通り行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること
- ◆ 日中のサポート体制を常設していることが確認できるものであること
- ◆ 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」による情報収集に協力する意思を有すること
- ◆ IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」を宣言すること。

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
 現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

福祉保健財団



令和8年度 次世代介護機器導入促進支援事業

支援内容

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を都が補助します。

	(1) 次世代介護機器導入支援事業		(2) 次世代介護機器導入推進事業		(3) 見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援 	
対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗介護 ・入浴支 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗介護 ・入浴支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援機器 	見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備
補助基準額 (1台あたり)	40万円 (1台あたり)	1,333万4千円 (1台あたり)	60万円 (1台あたり)	1,333万4千円 (1台あたり)	40万円 (1台あたり)	1,333万4千円 (1法人あたり)
補助率	3/4	3/4	3/4	7/8	3/4	3/4

条件等

- ◆ 上記(2)次世代介護機器導入推進事業は、「アドバンスセミナー」への参加のほか、「公開見学会」等への協力が条件となります。
- ◆ 上記(3)見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業は、令和2年度から令和6年度までに「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」、「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」又は「見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業」の補助を受けた法人は、申請を行うことはできません。

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/>

福祉保健財団



令和8年度 人材育成促進支援事業

支援内容

介護事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善に取り組む場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

▶ 対象施設

介護保険サービスの事業所

※過去に本補助金を申請した事業所は対象外。

▶ 対象経費

対象経費	具体例
①コンサルティング経費	事業所の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	事業所の人材育成の仕組みに位置付けられている研修の受講又は資格取得に係る経費
③代替職員経費	本事業を活用して職員が研修受講・資格取得をする間、当該職員の不在期間中に代替で業務を行った職員の残業代、人材派遣職員の派遣料

▶ 補助基準額等

1事業所当たり35万円 補助率10/10

※人事給与制度の導入・改善に係るコンサルティングを実施する場合は基準額100万円

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報に掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

福祉保健財団



令和8年度 介護DX推進人材育成支援事業

支援内容

事業者が、介護DX推進人材に対する手当を支給する場合や、当該手当を支給する事業者が、IT資格の取得等にかかる研修費・資格取得費及び介護DX推進人材の研修期間の代替職員雇用費を支出する場合に、これらの取組にかかる経費を補助します。

▶ 対象施設

介護保険サービスの事業所 ※申請開始から起算して最長3年度申請可能

▶ 対象経費

- ①介護DX推進人材への手当等に係る経費
- ②介護DX推進人材の研修費・資格取得費
- ③介護DX推進人材が研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

▶ 補助基準額等

介護DX推進人材1名当たり50万円（1法人につき、2名まで） 補助率10/10

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/208k-dxsuisin/>

福祉保健財団



支援内容

介護支援専門員の資格取得時等の負担を軽減するため、都道府県が実施する法定研修受講料の本人負担の一部を補助します。

- ▶ 対象経費
都道府県が実施する介護支援専門員の資格取得又は更新時に受講が義務付けられた法定研修の受講料
- ▶ 補助基準額・補助率
受講者本人が負担した法定研修受講料のうち一定額（都の受講料単価の3 / 4相当を上限）

交付要件等

- ▶ 対象者
都内事業所等において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者※
令和8年度より、所属事業所等からの申請に替え、受講者本人から直接申請を受け補助を行う。
※研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込みの者を含む。

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報に掲載中です。

【東京都福祉局】[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo lib/care/kensyuuzuyukouryouhozyo](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuuzuyukouryouhozyo)

東京都福祉局



支援内容

居宅介護支援事業所に対し、事務職員の雇用経費に加え、経営改善に係る取組や利用者確保のための広報活動に係る経費を補助し、業務効率化や 経営改善を支援します。

■ 補助対象 都内居宅介護支援事業所

▶ 1 事務職員の雇用に対する支援

【事業内容】 各事業所1名の事務職員を雇用するための経費を支援

【補助基準額】 1事業所当たり 270万円 【補助率】 3/4 【対象規模】 360事業所



▶ 2 経営改善のための取組に対する支援

【事業内容】 専門家（コンサル等）を利用し、経営改善に向けた必要な取組（加算の新規取得、職員の待遇改善、事業所の大規模化や協働化、小規模事業所における事業継続に向けた代替措置の整備等）を実施した場合の専門家派遣経費を補助

【補助基準額】 1事業所当たり 40万円 【補助率】 10/10 【対象規模】 360事業所

▶ 3 利用者確保のための広報活動に対する支援

【事業内容】 利用者確保のために広報活動を行った場合の経費を補助

【補助基準額】 1事業所当たり 30万円 【補助率】 10/10 【対象規模】 1,080事業所

参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。

現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/jimusyokuinkoyousienn

東京都福祉局



支援内容

- ▶ ①カスタマーハラスメント対策説明会の実施
- ▶ ②介護職員向けの総合相談窓口（管理者向け法律相談を含む。）の設置
- ▶ ③介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の補助
- ▶ ④セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の補助 等

条件

▶ ③訪問介護員補助者同行支援

- ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
- ◆ 補助基準額 1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額※に、複数人で訪問を行った日数を乗じて得た額
（※1時間当たり1,700円上限）
- ◆ 補助率 3 / 4

▶ ④防犯機器等導入支援

- ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
- ◆ 補助基準額 10万円
- ◆ 補助率 1 / 2



参考

※ 令和8年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和7年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/customer_harassment

東京都福祉局

